



バリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額について



平成19年度税制改正において、高齢者、障害者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資するための税制の一環として、固定資産税に係るバリアフリー改修工事促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該住宅（家屋）に係る固定資産税が減額されることとなりました。

1 減額の対象となる住宅の要件

平成19年1月1日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること。

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、自己負担額が1戸当たり30万円以上のバリアフリー改修工事が行われたものであること。

高齢者・障害者住宅改造費補助金等の交付や介護保険の給付金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額が算定されます。

下記のいずれかの工事であること。

下記のいずれかの方が居住していること。

（工事要件）

（居住要件）

- （1）通路又は出入り口の拡幅
- （2）階段の勾配の緩和
- （3）浴室の改良
- （4）便所の改良
- （5）手すりの取付け
- （6）床の段差の解消
- （7）引き戸への取替え
- （8）床表面の滑り止め化

- （1）65歳以上の方
- （2）介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方
- （3）障害者の方

原則として改修工事完了後3ヶ月以内に、町民税務課へ関係書類を添付のうえ、『バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書』の提出が必要となります。（関係書類については町民税務課へご確認ください。）

2 減額内容

バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。

1戸当たり100㎡相当分までの税額の3分の1分が減額されます。

～ 例1 100㎡の住宅の場合、住宅全体の税額の3分の1分が減額。
要件に合致する改修工事が平成19年5月7日に完了。～

- ・平成20年度の課税標準額 5,700,000円
- 減額される額 $5,700,000円 \times 1.4\% \times 1/3 = 26,600円$
(79,800円)
- 減額後の平成20年度の固定資産税額 $79,800円 - 26,600円 = 53,200円$

～ 例2 140㎡の住宅の場合、100㎡までの税額の3分の1分が減額。
残り40㎡が通常の税額。要件に合致する改修工事が平成19年5月7日に完了。～

- ・平成20年度の課税標準額 8,400,000円
- 減額される額 $8,400,000円 \times 1.4\% \times 100㎡/140㎡ \times 1/3 = 28,000円$
(117,600円)
- 減額後の平成20年度の固定資産税額 $117,600円 - 28,000円 = 89,600円$

3 注意事項

バリアフリー改修工事を行うにあたり、介護保険住宅改修費給付及び高齢者・障害者住宅改造費の助成制度の利用をお考えの方は、改修工事前の申請が必要ですので、健康福祉課へ事前にご相談ください。

お問い合わせ 町民税務課 税務グループ ☎(84)1966